利用にあたって

1 漁業センサスの沿革

漁業センサスは、昭和24年以来5年ごとに全国一斉に実施されており、今回は第10次の漁業センサスとなります。

2 調査の目的

この調査は、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁業生産の背後条件の実態と変化を総合的に把握することを目的としています。

3 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)

統計法施行令(昭和24年政令第130号)

漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)

4 調査対象等

調査の 種 類	(1) 海面漁業基本調査 ア 漁業経営体調査 イ 漁業従事者世帯調査	(2) 内水面漁業調査	(3) 漁業地区調査
調査対象	ア 海面漁業経営体 イ 漁業従事者世帯	内水面漁業経営体 内水面漁業協同組合及 び同連合会	漁業地区、漁業管理組織、魚市場、水産物卸売業者、水産物買受人、冷凍・ 冷蔵工場及び水産加工場
調査区域	海面に沿う市町村及び 漁業法第86条第1項により 農林水産大臣が指定した 地域	内水面漁業経営体、内 水面漁業協同組合及び同 連合会の所在する市町村	海面に沿う市町村及び 漁業法第86条第1項により 農林水産大臣が指定した 地域
調査主体	農林水産省 都道府県 市町村	農林水産省	
調査期日	平成10年11月1日		

この報告書では、上記3調査のうち県·市町村の系統で実施した海面漁業基本調査の結果についてまとめています。

なお、[1]第10次漁業センサス結果の概要のうち、3 内水面漁業については、農林水産省九州農政局福岡統計情報事務所から受領し掲載したものです。

5 調査の方法

海面漁業基本調査は、調査員が調査客体へ面接して聞き取る方法及び一部項目(会社経営体については全部)については調査客体が調査票に直接記入する自計申告の方法により調査しています。

また、内水面漁業調査は、九州農政局福岡統計情報事務所の系統で、職員又は調査員による面接聞き取りにより調査されています。

- 6 数値について
 - (1) 今回の統計数値は、確定値ではなく概数値であり、後日平成12年3月までに農林水産 大臣が公表する結果と異なる場合があります。
 - (2) 表中に使用した符号は、次のとおりです。
 - 「-」は、事実のないもの
 - 「0」は単位未満のもの
 - 」は、秘密保護上統計数値を公表しないもの

7 調査の定義及び約束事項

調査期日前1年間

平成9年11月1日~平成10年10月31日の期間(文中では「過去1年間」で表示)

漁 業 経 営 体

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営体階層

漁業経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」又は 「調査期日前1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決 定した。

(ア) 調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層

大型定置網、小型定置網、地引き網及び海面養殖の各階層

(イ) 調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン 数により決定した経営体階層

上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層を決定した。

なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当する以外はすべて1トン未満階層とした。

また、動力船の合計トン数には、専用船(遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)のトン数は含んでいない。

漁 業 層 沿 岸 漁 業 層

中小漁業層大規模漁業層漁業制度

知事許可漁業

漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地引き網及び 海面養殖の各階層を総称したものをいう。

動力船10トン以上ト1,000ン未満の各階層を総称したものをいう。 動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業法(昭和24年12月15日法律第267号)に基づいて政令により 定められた漁業で、農林水産大臣の許可を受けた漁業をいう。

漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業 (法定知事許可漁業)及び都道府県漁業調整規則で知事の固有の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。

大臣承認漁業

農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。

漁業権漁業

都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の 漁業を営む権利を有する漁業で、共同漁業・区画漁業・定置漁業が含 まれる。

自由漁業

海面で自由に営むことのできる漁業をいう。

以下の漁業をいう。

- (ア) 官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業
- (イ) 海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業
- (ウ) 農林水産大臣に届出を行って営む漁業のうち、下記のもの
 - かじき等流し網(総トン数10トン以上)
 - ・ 黄海、東シナ海ふぐはえ縄
 - 大西洋はえ縄等漁業

漁 業 種 類

(ア)「主とする漁業種類」

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち主たる 漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1 位の漁業種類をいう。

(イ)「営んだ漁業」

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだすべての漁業をいう。

漁 船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探知船、網船等)を含む。

活 魚 販 売

貝類以外の漁獲物を活魚槽、漁槽等により活かして水揚げし、活魚 として出荷することを目的として、活きている状態(泳ぎ)で販売したも のをいう。

経営組織 個人経営体団体経営体

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人で漁業を自営する経営体をいう。

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業 生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。 商法又は有限会社法に基づき設立された会名会社、会資会社、株

会 社

商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。

漁業協同組合

水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

漁業生産組合 共 同 経 営

水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

2人以上(法人を含む)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、 漁業経営を共同で行ったものをいう。

官公庁・学校 ・試験場 最盛期の海上作業 従事者数 官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収穫物を販売したものをいう。

各漁業経営体において、調査期日前1年間に営んだすべての海面 漁業を通じて最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数を いう。したがって、最盛期の海上作業従事者数の合計は漁業従事者数 の実数とはならない。

経営体の専兼業分類

専 業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事 に従事した者がいないものをいう。

第 1 種 兼 業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事

に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。

第2種兼業

個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

経営主の就業状態 自営漁業のみ

個人経営体の経営主(自営漁業経営の意志決定を行う等責任を持つ人)で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。

自営漁業が主

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の従事日数が自営漁業以外の従事日数を上回る者をいう。

自営漁業が従

個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の従事日数が、自営漁業の従事日数を上回る者をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

自営漁業の経営主

自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の 意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属先である人等を いう。

自営漁業の後継者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営者になる予定の者をいう。

漁 業 世 帯 漁業従事者世帯 個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。

調査期日前1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、 漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して、30日以上漁業 の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。

漁業雇われのみ

満15歳以上の世帯員の中に、漁業雇われ又は共同経営に出資従事以外の仕事に従事した者がいない世帯をいう。

漁業雇われが主

漁業に雇われて又は共同経営に出資従事して得た労賃収入の合計 金額が、他の兼業収入を合わせた年間収入よりも多い世帯をいう。

漁業従事者

漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に自営 漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

漁業就業者

漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で平成9年11月1日から平成10年10月31日の間に自営業又は漁業雇われの海上作業に30日以上従事した者をいう。

沿岸漁業就業者

漁船非使用漁業、無動力及び10トン未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業、地びき網漁業並びに海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。

沖合·遠洋漁業 就業者 沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。

漁業管理組織

漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集合体で、一定の取決めに基づき、漁業資源の管理及び漁獲の管理を行っているものをいう。

漁獲金額遊漁者

漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額をいう。

レクリエーションを目的として、海面及び内水面において水産物を採補する者をいう。